白河厚生総合病院付属高等看護学院　学則

昭和35年3月5日 制定

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　本学院は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号）に基づき、いのちの大切さを基盤に、豊かな人間性と高い倫理観を培い、看護に必要な専門的知識・技術を修得し、地域・社会に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

（名称）

第２条　本学院は、福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院付属高等看護学院と称する。

（位置）

第３条　本学院を福島県白河市豊地上弥次郎２－１番地に置く。

（課程、学科及び修業年限）

第４条　本学院の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課　　程	学　科	修業年限	入学定員	総 定 員
３年課程(医療専門課程)	看護学科	３年	３０名	９０名

②　学生が在籍できる期間は、６年を超えることができない。但し、休学期間は除く。

第２章　学年、学期及び休業日

（学年）

第５条　学年は、４月１日より翌年３月３１日までとする。

（学期）

第６条　学期を次の２期とする。

１　前期　　４月１日から９月３０日まで

２　後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）

第７条　本学院の授業を行わない日(以下「休業日」という)は、次のとおりとする。但し、学院長は必要があると認めたときは臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

１　土・日曜日

２　国民の祝日に関する法律に規定する休日

３　春季休業　３月中旬から４月上旬までの間における３週間

４　夏季休業　７月下旬から８月下旬までの間における４週間

５　冬季休業　12月中旬から翌年１月上旬までの間における３週間

第３章　教育課程及び単位数

（授業時間、単位数及び時間数）

第８条　本学院における授業科目及び単位・時間数は別表１のとおりとする。

②　別表１の単位の算定は次の基準による。

１　講義・演習は１５時間から３０時間を１単位とする。

２　実験・実習・実技は３０時間から４５時間を１単位とする。

第４章　履修方法及び認定

（授業科目の評価及び単位修得の認定）

第９条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

②　出席時間数が授業時間数の３分の２に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

③　授業科目の評価は、S（90点以上）A（80から89点）、B（70から79点）、C（60から69点）、及びD（60点未満）とし、C以上を合格とする。

④　病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者に対しては、追試験を行うことができる。

⑤　試験により不可の評価を得た授業科目のある者に対しては、再試験を行うことができる。

⑥　単位修得の認定は、運営会議の議を経て決定する。

（履修方法）

第１０条　授業科目の履修方法に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第１１条　本学院の入学前に放送大学やその他大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士　義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第１号）別表に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、学院長は総取得単位数の２分の１を超えない範囲で本学院において履修したものと認定することができる。

②　本学院に入学する前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第１号の規定に該当する者が本学院に入学し、単位の認定について申請のあった場合には、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４に定める基礎分野に限り既習の学習内容を評価し、本学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、学院長は本学院において履修したものと認定することができる。

③　授業科目の既修得単位の申請手続き及び認定の方法等については、必要な事項を別に定める。

第５章　入学、転入学、休学、復学、転学、卒業、退学及び除籍

（入学資格）
第１２条　入学を志願する者は、学校教育法第90条の１項の規定に該当する者でなければならない。
（入学の出願）
第１３条　入学を出願する者は、入学検定料を添え、次の書類を提出しなければならない。
１　入学願書（写真付）
２　受験票（写真付）
３　調査書
４　前条の資格を証明する
ア　高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
イ　高等学校卒業程度認定試験（旧規定による大学入学資格検定を含む）合格証書又は合格証明書
ウ　文部科学大臣が発行する証明書（入学試験）
第１４条　入学を志願する者には次の試験を行う。
１　学科試験
２　面接試験
②　入学試験に関する事項は、学院長が別に定める。
（入学手続）
第１５条　試験に合格し入学しようとする者は、入学金を添え、指定する期日までに誓約書を学院長に提出しなければならない。
（入学の許可）
第１６条　学院長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（転入学）
第１７条　学院長は、同一課程の他の学校又は養成所から転入学を願い出る者がある時は、転入学志願者が現に在学する同一課程の学校又は養成所の授業科目及び授業単位並びに　その者の履修状況が本学院と同程度であると認め、かつ、選考により定員数の範囲内である場合に限り相当の学年に入学を許可することができる。
②　前項の規定により入学を許可された者の在学期間は、転入学前の学校又は養成所の在学期間を含め６年間を限度とする。
（休学）
第１８条　学生が病気その他やむを得ない理由により、３か月以上出席することができない時は、診断書及びその事由を記し保護者連署の上、学院長に休学を願い出て許可を受けなければならない。但し、その期間は２年以内とする。
（復学）
第１９条　復学しようとする者は、保護者と連署した復学願により学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。
（転学）
第２０条　他の学校又は養成所へ転学しようとする者は、保護者と連署した転学願により学院長に願い出て、その許可を受けなければならない。
（卒業の認定）

第２１条　学院長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。
②　前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の３分の１を超える者は、卒業を認めることができない。
（卒業証書）
第２２条　卒業を認定された者に対し卒業証書を授与し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2及び学校教育法施行規則第186号により専門士(医療専門課程)と称することを認める。
（退学）
第２３条　学生は、退学しようとする時は退学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、退学の理由が病気による時は医師の診断書を添えなければならない。
（除籍）
第２４条　学院長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
1　第４条第２項及び第17条第２項に規定する在学年限を超えた者
2　正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
3　死亡又は行方不明の届け出のあった者

第６章　教職員

（職員）
第２５条　本学院に次の職員を置く。

1	学院長	１名
2	副学院長	１名
3	教務主任	１名以上
4	実習調整者	１名以上
5	専任教員	８名以上（教務主任・実習調整者を含む）
6	講　師	必要数
7	事務長	１名
8	事務員	１名以上
9	校　医	１名

第７章　会　　議

（会議）
第２６条　本学院の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次の会議を置く。
1　運営会議
2　職員会議
3　教務会議
4　学校安全対策管理委員会
5　自己評価委員会
6　学校関係者評価委員会

7　臨地実習指導者会議
8　講師会議
9　福島県厚生連看護基礎教育協議会

②　会議に必要な事項は、学院長が別に定める。

第８章　健康管理

（健康診断）
第２７条　学生に対して年間２回以上の健康診断を実施する。
②　健康管理に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第９章　入学検定料、入学金及び授業料等

（学費等）
第２８条　本学院の入学検定料、入学金及び授業料等については別表２に定める。なお、すでに納入された納付金は返還しない。但し、退学者に対しては、退学を許可された日の翌月からの授業料を返還する。

（奨学資金）
第２９条　学生の事情により学資の補助を要すると認めた者には、学資を支給することがある。支給の方法、返還、免除については別に定める。

第１０章　賞　　罰

（表彰）
第３０条　学院長は、他の模範となると認めた者を表彰することができる。
1　学業成績、操行ともに優秀と認められる者
2　在学期間無欠席の者
3　その他学院長が認めた者

（懲戒）
第３１条　学生が正当な理由なく引き続いて１か月以上欠席した時、又は学生としてふさわしくない行為があった時は、学生に対して懲戒を行うことがある。
1　戒告
2　停学
3　退学

②　前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合に限る。
1　正当な理由なく欠席が長期にわたる者
2　学院の秩序を乱し、その学生としてふさわしくない行為があった者
3　学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者

第１１章　そ　の　他

（損害賠償又は原状回復）

第３２条　学生は、故意又は過失により学校の施設、設備、備品等を滅失し又は破損した時は、学院長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

第３３条　この学則の施行に関して必要な事項は、学院長が別に定める。

附　　則

１．この規則は、昭和35年４月１日より実施する。但し、昭和35年度に限り９月１日より授業開始とする。

２．この一部改正は、昭和35年９月１日より施行する。

３．この一部改正は、昭和36年４月１日より施行する。

４．この一部改正は、昭和55年９月１日より施行する。

５．この一部改正は、昭和60年４月１日より施行する。但し、第22条に規定する授業料は改正実施日現在在学する学生からはこれを徴しない。

６．この一部改正は、昭和61年４月１日より施行する。

７．この一部改正は、平成２年４月１日より施行する。但し、平成元年度までの入学生については、旧学則を適用する。

８．この一部改正は、平成７年４月１日より施行する。

９．この一部改正は、平成９年４月１日より施行する。但し、平成８年度までの入学生については、旧学則を適用する。

10．この一部改正は、平成12年４月１日より施行する。２　平成12年３月31日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者については、学院長は該当する年次への編入学させることができる。

11．この一部改正は、平成13年３月１日より施行する。

12．この一部改正は、平成15年４月１日より施行する。

２　平成15年3月31日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者に係る授業料については、なお従前の例による。

13．この一部改正は、平成17年４月１日より施行する。

14．この一部改正は、平成19年４月１日より施行する。

15．この一部改正は、平成21年４月１日より施行する。

２　平成21年3月31日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者に係る授業料以外については、なお従前の例による。

16．　この一部改正は、平成23年４月１日より施行する。

２　平成23年3月31日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者に係る授業料については、なお従前の例による。

17．この一部改正は、平成28年４月１日より施行する。

18．この一部改正は、令和4年４月１日より施行する。

２　令和4年3月31日現在において在籍し、同年４月１日以降引き続き在籍する者に係る学科目および単位数については、なお従前の例による。

19. この一部改正は、令和8年4月1日より施行する。

2　令和8年3月31日現在において在籍し、同年4月1日以降引き続き在籍する者に係る授業料については、なお従前の例による。

3　第22条の規定は、令和8年4月1日以降の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。